

# 高速インクジェットプリンターの賃貸借および保守に関する仕様書

## 1. 本調達之目的と概要

### 1.1. 件名

高速インクジェットプリンターの一括賃貸借および保守

### 1.2. 目的

本市が使用している高速インクジェットプリンターの刷新にあたり、契約を DX 推進課が行うことで、全庁的な印刷管理体制を構築する。

所属課認証(ハイブリッド方式)を導入し、セキュリティの向上、利便性の確保、および利用実績に基づく将来的なコスト削減を目的とする。

### 1.3. 調達の範囲

高速インクジェットプリンター 2 台

### 1.4. 賃貸借期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日まで(60 ヶ月)

※本契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定による長期継続契約とする

### 1.5. 納入場所

うるま市役所

## 2. 機器の構成要件

### 2.1. 指定機種および基本構成

管理および保守の効率化、ならびに操作性の統一を図るため、以下の機種および構成に2台を統一するものとする。なお、提供される機器はすべて新品(未使用品)であること。

- **連続印刷速度:**A4 横送り100枚/分以上であること。
- **自動原稿読取装置:**一度のスキャンで両面同時読み取りが可能な機能を備えていること。
- **耐久性および処理能力:**メーカー公表の製品耐久枚数が、600万ページ以上であること。また、1日あたり**22,500枚以上**の連続印刷を行った場合でも、過度な発熱や給紙不良による業務停止を招かず、安定して稼働すること。(印刷枚数の根拠:東棟の最大稼働実績および繁忙期の集中度を考慮)
- **用紙対応能力:**普通紙のほか、厚紙、ハガキ、封筒等の不定形用紙の安定した通紙が可能であること。本市における過去56カ月の実績(ハガキ累計15,827枚、不定形用紙累計1,556,341枚)を考慮した搬送性能を有すること。
- **印刷方式:**ライン型インクジェット方式
- **ネットワーク:**LANポートを2基備え、LGWAN接続用と保守メンテナンス用を論理的または物理的に分離して運用できること。
- **給紙容量:**1,000枚以上
- **排紙機能:**ソート機能、およびステープル機能(フロント側1箇所斜め打、リア側1箇所斜め打、中央2箇所平行打)を有すること。

## 2.2. 認証およびシステム連携要件

- **所属課認証(ハイブリッド方式):**非接触型ICカードリーダーを各機に装着し、各課に配布するICカードによる個人・課別認証に対応すること。

## 3. 入札および料金構成

### 3.1. 落札者の決定

本件は、機器の賃貸借料(リース料)のほか、5年間のランニングコスト(消耗品費)を合算した「評価用総額」をもって比較を行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格である者を落札者とする。

- **実際の契約金額:**落札者が「入札金額算定内訳書」に記載した月額リース料に60ヶ月を乗じた金額とする。
- **月額リース料の構成:**月額リース料の中には、機器の保守料金(定期点検・故障時の修繕費・部品交換)を含むものとする。

- ・ **消耗品費の取扱い:**インク、ステープルカートリッジの消耗品は「インク買取方式」とし、市の必要に応じて都度購入するものとする。(リース料には含まない)

### 3.2. 評価用総額の算定基準

比較の公平性を期すため、入札者は別紙「入札金額算定内訳書」の【前提条件】に基づき、5年間の総コストを算出すること。

- ・ 1台あたりの月間想定印刷枚数:108,000枚  
(算出根拠:東棟150,000枚+西棟66,000枚の合計を2台で平均化)
- ・ 1台あたりのカラー比率:カラー35%、モノクロ65%
- ・ 算定期間:60ヶ月(5年分)
- ・ ステープル処理想定数:200,000回(5年間合計)  
※算出根拠:現行機のフィニッシャー利用実績に基づき算出

### 3.3. 消耗品等の単価保証および価格転嫁

- ・ **カートリッジ単価の遵守:**入札者が「入札金額算定内訳書」の【表3】に記載したインクカートリッジ1本あたりの単価は、原則として賃貸借期間中の購入上限価格とする。実際の印刷枚数やカラー比率が想定と乖離したことを理由とした単価変更は一切認めない。
- ・ **価格転嫁に関する協議:**前項の規定にかかわらず、経済情勢の著しい変動により原材料費、エネルギーコスト、労務費等が高騰した場合には、国からの通知(「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取り組みについて」等)に基づき、必要に応じて変更契約(カートリッジ単価の改定)に関する協議を行うことができるものとする。
- ・ **根拠資料の提出:**入札者は、提示した単価の根拠として、インクカートリッジごとの「標準価格」および「メーカー公表の印刷可能枚数」が明記されたカタログまたは公式資料を添付すること。

## 4. 設置・導入および保守体制

### 4.1. 初期設定

落札者は、各機に対するネットワーク設定、IC カード認証の設定、および管理システムの構築など、本市の運用環境において支障なく稼働するまでの一切の設定作業を完結させること。

## 4.2. 保守範囲(リース料に含む)

月額基本保守料金には、以下の費用をすべて含むものとする。

- 定期点検、故障時の修繕費、および部品交換に要する一切の費用。
- ステープルカートリッジ、等の保守用消耗品(インク、ステープルカートリッジ、廃インクボックスおよび用紙を除く)の提供および使用済み品の回収にかかる費用。

## 4.3. 保守サービス

故障連絡受付後、原則として翌営業日以内に本市に到着し、速やかに復旧に努めること。

## 4.4. 利用実績の管理および集計機能

落札者は、本市における適正な印刷管理(コスト把握および利用抑制)を実現するため、以下の機能を提供すること。

- 利用実績管理機能： 機器本体に蓄積された印刷ログデータ(部署別・ユーザー別・カラー/モノクロ別・ステープル回数等)を、ネットワーク経由(Webブラウザ上の管理画面等)または外部記録メディアを通じて取得し、容易に集計・分析できる環境を提供すること。
- 集計手段の柔軟性： 前項の管理機能は、必ずしもクラウド型である必要はなく、本体内蔵の Web 管理機能、あるいはローカル PC にインストールする専用の集計ソフトウェア等、実効性のある手段であればこれを認める。
- データの出力： 取得したデータは、表計算ソフト(Excel、CSV 等)で加工可能な形式で出力できること。

## 5. その他

本仕様書に記載のない事項については、本市担当者と協議の上、その指示に従うこと。